

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	小野地区 (下大部町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 13日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農地の総面積は27haであり、大部分の農地が集団化した条件にある。しかしながら、土地基盤整備が未実施であるため、合理的な営農活動を行うには、条件が不利な状況にある。

・個人農家数が37戸で、農業従事者の6割以上が60才以上と営農における高齢化が進んでおり、今後、更なる農業従事者の高齢化が予想される。同地域ないを拠点に営農活動をする認定農業者はいない。

・農家の規模別では、1ha以上2ha未満が8戸、0.5ha以上1ha未満が12戸、残りは全て0.5ha未満となる。

・集落営農組織は未設置であるが、将来の地域営農の中心的担い手として、その組織化の準備が進められている。

・生産作物については、主に水稻がつくられている。

・農業者における将来に向けた営農意向では、2割5分が「現状維持」、5割が「縮小又は廃業」、2割5分が「未定」となった。「拡大」を希望する者は1名に留まった。

・10年後の地域農業については、多数の者が「高齢化の深刻化」、「担い手不足」、「耕作放棄地の増加」、「畦畔の草刈り管作業の負担」、「農機具の維持更新の費用負担」を深刻な問題として認識している。

・今後予想される営農縮小や離農等による耕作放棄地の増加が問題視される一方で、その農地の新たな受け手として、集落営農組織への期待が高く、約3割の農家が集落営農活動への参加に前向きである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域営農の中心的な担い手として、集落営農組織を設立し、地域の農地を一手に引き受け、持続可能な集団営農を行う。営農組織は法人化を前提に準備を進めていく。

・土地基盤整備事業を実施することで、農地や土地改良施設の改良を行い、合理的な集団営農を展開する。

・農地の集積にあたっては、農地バンクを活用する。

・栽培作物については、水稻を中心とした地域営農を今後も展開していくが、集落営農組織における生産作物については、水稻のほか収益性の高い大豆、小麦等の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地域営農の新たな担い手として、集落営農組織を立ち上げ、この組織を中心に農地の集積を進める。 ・農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・集落営農組織による合理的な集団営農活動を実現するため、土地基盤整備事業を実施し、ほ場の大区画化や農道・用排水などの土地改良施設の改良を行う。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し、適正に維持管理をしていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者がいる場合、地域営農の新たな担い手農家として育成を行う。 ・新たな担い手農家の育成については、新設予定の集落営農組織との連携も視野に入れながら、当該担い手農家の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を計画的に設置するとともに、適切に点検・管理を行う。

③中心担い手となる集落営農組織の生産活動について、ICTを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を行う。

⑦土地改良施設の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。

⑧新たに集落営農組織の生産活動を開始するにあたり、必要に応じて農業機械及び設備を格納する施設を整備する。

⑩新たに集落営農組織の生産活動を開始するにあたり、必要に応じて農業機械及び設備を導入する。